

# 大阪市こども相談センター教育相談員会計年度任用職員要綱

## 1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市こども相談センター教育相談員会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 職務

会計年度任用職員は、こども、保護者等に対する教育相談業務全般ならびに必要に応じて心理検査、行動観察等による助言に関する業務を行うものとする。

## 3 任用について

会計年度任用職員の選考は、次のいずれかに該当する者の中から、筆記（論文）試験および口述（面接）試験の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 臨床心理士の資格を有する者
- (2) 公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者
- (3) 大学院博士前期（修士）課程（教育学、心理学、児童福祉学など）を修了した者で、心理臨床業務又は児童を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (4) 大学（教育学、心理学、児童福祉学など）を卒業した者で、卒業後、心理臨床業務又は児童を対象とした相談業務について、2年以上の経験を有する者
- (5) 教員免許状（普通）を有し、大阪市立学校園での校園長経験を有する者
- (6) その他、(1)～(5)に準じるもの

## 4 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

## 5 勤務時間等

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数  
1日 7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
- (2) 休日  
日曜日・祝日・年末年始、月曜日から土曜日のうち指定する週2日
- (3) 勤務時間  
午前9時00分～午後5時15分 または 午前10時45分～午後7時00分
- (4) 休憩時間  
45分

## 附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。